官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府六）　二
〔省　令〕
○電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（総務一四）　二
〔法規的告示〕
○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（国家公安委五）　二
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（厚生労働五四）　三
○平成十八年国土交通省告示第五百九十八号の一部を改正する告示（国土交通三一五）　三
〔その他告示〕
○個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、認定個人情報保護団体の認定業務の廃止届受領の件（個人情報保護委一、二）　三
○消費者安全法の規定に基づく登録試験機関の代表者の氏名の変更を公示する件（消費者庁三）　四
○登記回復に関する件（法務一五）　四
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務五二）　四
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の規定に基づく災害及び地域を指定する件（経済産業一七）　四
○高速自動車国道に関する件（国土交通三一六、三一七）　五
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（同三一八～三二〇）　五
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（同三二一）　五
○運輸審議会から答申があった件（同三二二）　六
○水先人に免許を与えた件（同三二三）　六
○駐留軍用地特措法第五条に基づく土地の使用認可に関する件（防衛五六）　六
○道路に関する件（関東地方整備局五一～五三）　六
○都市公園の供用を開始する件（近畿地方整備局一〇）　六
○道路に関する件（中国地方整備局一七～一九）　七
○道路に関する件（北海道開発局一〇）　七
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　七
〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　七
〔公　告〕
基本測量関係事項公告（国土交通省）　八
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、無縁墳墓等改葬、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第七条第二項に基づく使用の認定関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生、所有者不明関係　九
会社その他　一五

府　令

○内閣府令第六号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）の施行に伴い、金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令

金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和六年内閣府令第九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（銀行法施行規則の特例）	（銀行法施行規則の特例）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
2　前項の「特例対象業務」とは、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第百十一条第一項第八号に規定する対象事業活動（当該対象事業活動に関し必要となる業務であって、子会社対象会社（銀行法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいい、同項第十二号から第十五号までに掲げる会社を除く。）が営むことができるものを含む。）であって、国家戦略特別区域における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資すると認められるもの（当該国家戦略特別区域又はその周辺において行われるものに限る。）をいう。	2　前項の「特例対象業務」とは、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第五十四条第一項第四号に規定する対象事業活動（当該対象事業活動に関し必要となる業務であって、子会社対象会社（銀行法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいい、同項第十二号から第十五号までに掲げる会社を除く。）が営むことができるものを含む。）であって、国家戦略特別区域における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資すると認められるもの（当該国家戦略特別区域又はその周辺において行われるものに限る。）をいう。
3　［略］	3　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和八年四月一日から施行する。

省　令

○総務省令第十四号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百七十六条の二の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
附　則 ［1～3　略］ 4　第九条の規定の適用については、当分の間、同条中「の状況について、翌々月の二十日」とあるのは「（回線数等については、毎年度末）の状況について、翌々月の二十日（回線数等については、翌年度の五月二十日）」と、同条第二号中「電気通信事業者（以下この号において「一部承継事業者」という。）」とあるのは「電気通信事業者」と、「毎月末の状況（一部承継事業者にあつては、当該電気通信事業の一部を承継し、又は譲り受けた日の属する月から当該月の属する年度の末日までの当該電気通信事業に係る回線数等の状況に限る。）」とあるのは「毎年度末の状況」とする。	**附　則** ［1～3　同上］ ［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○国家公安委員会告示第五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十七日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。	［同上］
一　次の表の上欄に掲げる一般国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号に規定する一般国道をいう。）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分	一　［同上］

路線名	区間
［略］	
二百三十五号	苫小牧市から北海道新冠郡新冠町まで
［略］	

［二～四　略］

備考　表中［　］の記載は注記である。

路線名	区間
［同上］	
二百三十五号	苫小牧市から北海道沙流郡日高町まで
［同上］	

［二～四　同上］

附　則

この告示は、令和八年二月二十八日から施行する。

○厚生労働省告示第五十四号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号及び第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和八年三月一日から適用する。

令和八年二月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療	第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療
一　削除	一　インターフェロンα皮下投与及びジドブジン経口投与の併用療法　成人T細胞白血病リンパ腫（症候を有するくすぶり型又は予後不良因子を有さない慢性型のものに限る。）
二～二十五　（略）	二～二十五　（略）
二十六　削除	二十六　肺動脈自律神経叢除神経療法　肺高血圧症（薬物療法に抵抗性を有するものに限る。）
二十七～五十九　（略）	二十七～五十九　（略）
第四　患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養	第四　患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養
一～五　（略）	一～五　（略）
六　経皮的胸部悪性腫瘍凍結融解壊死療法　縦隔悪性腫瘍、胸膜悪性腫瘍又は胸壁悪性腫瘍	六　経皮的胸部悪性腫瘍凍結融解壊死療法　肺悪性腫瘍、縦隔悪性腫瘍、胸膜悪性腫瘍又は胸壁悪性腫瘍
七～九　（略）	七～九　（略）

○国土交通省告示第三百十五号

道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第四条の規定に基づき、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十四条第二項の町村を指定したので、平成十八年国土交通省告示第五百九十八号（自動車の臨時運行の許可に関する市町村を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十七日　国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
東京都　新島　（略） 神津島　神津島村	東京都　新島　（略） （新設）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○個人情報保護委員会告示第一号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五十一条第一項の規定に基づき、次の認定個人情報保護団体から認定業務の廃止の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十七日　個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

一　団体の名称及び住所
　一般社団法人投資信託協会
　東京都中央区日本橋兜町二番一号
二　個人情報の保護に関する法律第五十三条第一項の申出の受付を終了しようとする日
　令和八年三月三十一日をもって終了
三　認定業務を廃止しようとする日
　令和八年三月三十一日をもって廃止

○個人情報保護委員会告示第二号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五十一条第一項の規定に基づき、次の認定個人情報保護団体から認定業務の廃止の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十七日　個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

一　団体の名称及び住所
　一般社団法人日本投資顧問業協会
　東京都中央区日本橋茅場町一丁目五番八号（東京証券会館）
二　個人情報の保護に関する法律第五十三条第一項の申出の受付を終了しようとする日
　令和八年三月三十一日をもって終了
三　認定業務を廃止しようとする日
　令和八年三月三十一日をもって廃止

○消費者庁告示第三号

消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十一条の十四の規定に基づき、同法第十一条の九に規定する登録試験機関に係る登録を受けた一般財団法人日本産業協会から、代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があったので、同法第十一条の二十六の規定に基づき公示する。

令和八年二月二十七日

消費者庁長官　堀井奈津子

変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
矢島　良司	髙橋　郁夫	令和八年二月十五日

○法務省告示第十五号

徳島地方法務局に備えてあった徳島県徳島市多家良町小路地二三番二の土地の登記簿が滅失した。

滅失した登記簿に登記されていた権利がなおその登記簿における順位を有するためには、当該権利の登記を受けた者又はその登記に関する嘱託若しくは通知をした官庁公署は、令和八年二月二十七日から令和八年五月二十七日までに登記回復の申請又はその嘱託若しくは通知をしなければならない。

令和八年二月二十七日

法務大臣　平口　洋

○財務省告示第五十二号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和八年一月十五日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和八年二月二十七日

財務大臣　片山さつき

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第21回	1,700,000,000円	100.53円
〃	第21回	1,900,000,000円	100.64円
〃	第22回	900,000,000円	101.71円
〃	第23回	2,700,000,000円	101.80円
〃	第23回	2,000,000,000円	101.99円
〃	第24回	3,700,000,000円	101.74円
〃	第24回	1,000,000,000円	101.82円
〃	第24回	1,200,000,000円	101.89円
〃	第24回	1,200,000,000円	101.94円
〃	第24回	700,000,000円	101.96円
〃	第30回	1,500,000,000円	97.64円
〃	第30回	1,500,000,000円	97.79円
合計		20,000,000,000円	

○経済産業省告示第十七号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和八年二月二十七日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域	指定の期間
令和八年一月二十一日からの大雪に係る災害	青森県 青森市 弘前市 黒石市 五所川原市 むつ市 つがる市 平川市 東津軽郡今別町 東津軽郡蓬田村 西津軽郡外ヶ浜町 西津軽郡鰺ヶ沢町 中津軽郡深浦町 南津軽郡西目屋村 南津軽郡藤崎町 南津軽郡大鰐町 北津軽郡田舎館村 北津軽郡板柳町 北津軽郡鶴田町 北津軽郡中泊町 上北郡野辺地町 上北郡六ヶ所村 秋田県 能代市 大館市 鹿角市 北秋田市 鹿角郡小坂町 北秋田郡上小阿仁村 山本郡藤里町 山形県 新庄市 尾花沢市 北村山郡大石田町 最上郡金山町 最上郡最上町 最上郡舟形町 最上郡真室川町 最上郡大蔵村 最上郡鮭川村 最上郡戸沢村 西置賜郡小国町 新潟県 長岡市 小千谷市 上越市 魚沼市	令和八年一月二十九日から令和八年五月二十六日まで

○国土交通省告示第三百十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
中国横断自動車道姫路鳥取線	たつの市新宮町角亀字戌芝七五番三から同市新宮町奥小屋字坂ノ間三三一番一六まで	前	最大 三八五 最小 一一	一〇一四二
		後	最大 三五四 最小 一一	
	宍粟市山崎町市場字桃木山六九四番二から同市山崎町高下字下河原一一六番四まで	前	最大 二一二 最小 一二	一九三三
		後	最大 一八一 最小 一一二	

○国土交通省告示第三百十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
常磐自動車道	日立市大久保町字見附下二四〇六番七から同市宮田町字山神三四二六番五まで	令和八年二月二十七日十時

○国土交通省告示第三百十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年十月十七日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ―822号	防火窓（Ａ０級）　ＫＫＳ―Ａ０―09	株式会社高工社	大阪府東大阪市西岩田４丁目１番32号

○国土交通省告示第三百十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年十二月二十五日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ―790号	表面仕上材（一次甲板床張り材）	weberfloor Marine Basic	Saint―Gobain Byggevarer AS	Sandstuveien 68, 0680―Oslo, Kingdom of Norway
第Ｓ―152号	居住区域内に設ける甲板の材料（遮音甲板床張り材）（Ｒｗ＝39ｄＢ）	〃	〃	〃

○国土交通省告示第三百二十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年二月十二日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所	
第5856号	小型船舶用粉末消火器	ＰＨＳ―３型	株式会社初田製作所	大阪府枚方市招提田近３丁目５番地
第5857号	小型船舶用粉末消火器	ＰＨＳ―３型	〃	〃

○国土交通省告示第三百二十一号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年二月九日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第5000号	救命胴衣（膨脹式）　ＲＴＪ―10Ｒ型	アール・エフ・ディー・ジャパン株式会社	縫い糸の仕様の追加

○国土交通省告示第三百二十二号

スプリング・ジャパン株式会社からの混雑空港運航許可申請事案（事案番号令八第九〇〇一号）については、令和八年二月十日付け国運審第二十二号により、運輸審議会から、許可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

令和八年二月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

○国土交通省告示第三百二十三号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二四八〇号	原　健司	福岡県	令和八年二月九日	関門水先区
第二四八一号	徳田　健二	山口県	令和八年二月九日	関門水先区
第二四八二号	橋本　文洋	高知県	令和八年二月九日	関門水先区
第二四八三号	方田　正弘	兵庫県	令和八年二月九日	鹿児島水先区
第二四八四号	大久保隆洋	神奈川県	令和八年二月九日	大阪湾水先区
第二四八五号	藤田　新一	和歌山県	令和八年二月九日	大阪湾水先区
第二四八六号	櫛笥　靖文	兵庫県	令和八年二月九日	大阪湾水先区
第二四八七号	松本　茂	大阪府	令和八年二月九日	大阪湾水先区
第二四八八号	千葉　信幸	大阪府	令和八年二月九日	大阪湾水先区

第二四八九号　堤　義晴　福岡県　令和八年二月九日　関門水先区
第二四九〇号　竹内　信行　長野県　令和八年二月九日　仙台湾水先区
第二四九一号　伊藤　慎二　新潟県　令和八年二月九日　新潟水先区
第二四九二号　仙田　晶一　鹿児島県　令和八年二月九日　内海水先区
第二四九三号　佐野　剛　大阪府　令和八年二月九日　内海水先区
第二四九四号　畑中　伸介　兵庫県　令和八年二月九日　内海水先区
第二四九五号　醍醐　直弥　千葉県　令和八年二月九日　内海水先区
第二四九六号　吉野　愼剛　大阪府　令和八年二月九日　鹿島水先区
第二四九七号　望月　伸之　神奈川県　令和八年二月九日　東京湾水先区
第二四九八号　細見　岳良　兵庫県　令和八年二月九日　東京湾水先区
第二四九九号　田井　洋介　東京都　令和八年二月九日　東京湾水先区
第二五〇〇号　芥川　俊久　京都府　令和八年二月九日　東京湾水先区
第二五〇一号　塩本　昇　千葉県　令和八年二月九日　東京湾水先区
第二五〇二号　木原　悠貴　神奈川県　令和八年二月九日　東京湾水先区
第二五〇三号　小林　剛丈　東京都　令和八年二月九日　東京湾水先区
第二五〇四号　横田　雅司　広島県　令和八年二月九日　東京湾水先区
第二五〇五号　大前　佳子　和歌山県　令和八年二月九日　東京湾水先区
第二五〇六号　松家　辰徳　岡山県　令和八年二月九日　東京湾水先区
第二五〇七号　飯田　洋司　神奈川県　令和八年二月九日　釧路水先区
第二五〇八号　井本　義之　大阪府　令和八年二月九日　伊勢三河湾水先区
第二五〇九号　渡邊　泰輔　東京都　令和八年二月九日　伊勢三河湾水先区
第二五一〇号　山下　光一　福岡県　令和八年二月九日　伊勢三河湾水先区
第二五一一号　秦　眞三　愛媛県　令和八年二月九日　伊勢三河湾水先区
第二五一二号　多田　宏高　東京都　令和八年二月九日　伊勢三河湾水先区
第二五一三号　小林　大介　静岡県　令和八年二月九日　伊勢三河湾水先区
第二五一四号　遠山　圭　愛知県　令和八年二月九日　伊勢三河湾水先区

○防衛省告示第五十六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、令和八年二月二十日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

令和八年二月二十七日

防衛大臣　小泉進次郎

一　使用する地方防衛局長の名称

沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在

沖縄県宜野湾市字野嵩知念堂原（一八七一番一）

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所

沖縄県宜野湾市伊佐四丁目一番一一号　伊佐区公民館

○関東地方整備局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
深谷市西田字本地一三番一から埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原字御陣場二七七二番一まで	前	ＢＡ　九・九〇～六一・九五メートル	一一一四〇キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　九・九〇～六一・九五メートル	一一一四〇キロメートル	
		ＢＡ　〇・〇〇～二四〇・七八メートル	六・三三二キロメートル	
		ＢＡ　〇・〇〇～二四〇・七八メートル	六・三三二キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
市川市国分七丁目一五〇九番二から同市国分七丁目一一四一番二まで	前	七一・二四～一二一・〇四メートル	一三二キロメートル
	後	七一・一四～一二一・〇四メートル	一三二キロメートル
市川市東大和田二丁目三八四一番三から同市東大和田二丁目六三一番一まで	前	七三・〇六～一四六・五三メートル	二四〇キロメートル
	後	七〇・三八～一四二・八七メートル	二四〇キロメートル
市川市須和田一丁目七九番九から同市菅野五丁目一七四二番一まで	前	六〇・五四～五三・八二メートル	六九・五六キロメートル
	後	六〇・五四～六六・八〇メートル	六八・〇六キロメートル
市川市平田二丁目一三六〇番一から同市平田三丁目一三六一番二まで	前	七一・五五～六四・一五メートル	七八・九一キロメートル
	後	七一・五五～七八・九一メートル	一九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市東大和田二丁目六二七番一地先から同市稲荷木一丁目五一一番七地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　令和八年二月二十七日

○近畿地方整備局告示第十号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

令和八年二月二十七日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

名称　国営飛鳥・平城宮跡歴史公園

位置　奈良県奈良市佐紀町

区域　別紙図面のとおり（略）

（国土交通省近畿地方整備局及び同局国営飛鳥歴史公園事務所にて、令和八年二月二十七日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　令和八年三月十四日

○中国地方整備局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四七七番一から福山市大門町大字野々浜字境八六六番二まで	前	A 九・五〇～七・五〇メートル	一九・九四四キロメートル	上記A、B、及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B 八・六八～二〇・六三	二〇・九九三	
		C 九・五〇～七・五〇	一九・九四四	
		A 八・六八～二〇・六三	二〇・九九三	
		B 三二・三四～一二六・四七	〇・五九〇	
		C 三二・三四～一二六・四七	〇・五九〇	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二号　岡山県浅口郡里庄町大字新庄字太治郎開地五三四四番一から同町大字新庄字太治郎開地五三〇六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　令和八年二月二十七日

○中国地方整備局告示第十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

九号　浜田市三隅町岡見二七一一番二から同市三隅町岡見二五五七番九まで　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年二月二十七日

○北海道開発局告示第十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百三十五号　北海道沙流郡日高町字美原三五〇番三から同道新冠郡新冠町字高江七〇番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　令和八年二月二十八日

国会事項

衆議院

質問書転送

二月二十五日次の質問主意書を内閣に転送した。

行き過ぎた緊縮志向に関する質問主意書

財源に関する質問主意書

参議院

議事日程

二月二十六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第四号

令和八年二月二十六日（木曜日）

午前十時開議

第一　国務大臣の演説に関する件（第三日）

質問主意書提出

二月二十五日議員から次の質問主意書が提出された。

東京電力柏崎刈羽原子力発電所六号機の相次ぐ不具合と原子力規制委員会の不十分な審査体制及び老朽化した原発再稼働の是非に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二号）

関東大震災直後の帝国議会における司法大臣答弁で言及された朝鮮人虐殺に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三号）

人事異動

内閣

（総務省大臣官房付）総務事務官　内海　隆明

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる（二月二十日）

（経済産業省大臣官房参事官）

経済産業事務官　立石　裕則

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（二月二十四日）

最高裁判所

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　小出　邦夫

東京家庭裁判所判事に補する

東京家庭裁判所判事を命ずる

秋田地方裁判所判事兼秋田家庭裁判所判事・秋田簡易裁判所判事　伊藤　繁

東京高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

東京簡易裁判所判事に補する

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　吉井　隆平

秋田地方裁判所判事に補する

秋田地方裁判所所長を命ずる

兼ねて秋田家庭裁判所判事に補する

秋田家庭裁判所所長を命ずる

秋田簡易裁判所判事に補する

秋田簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上二月二十二日）

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事武笠圭志は二月二十一日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和8年2月27日

関東地方整備局長　橋本　雅道

道路の種類	路線名	区間
一般国道	50号	結城市大字結城字公達9778番4から同市大字結城字公達9779番6までの上り線
〃	〃	結城市大字結城字公達9779番6から同市新福寺三丁目124番までの上下線
〃	〃	結城市新福寺三丁目124番から同市新福寺五丁目3番2までの上り線

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月27日　　国土交通大臣　金子　恭之

種類	縮尺	実施時期	地域 所属	地域 番号	地域 図名	摘要
地形図	２万５千分１	令和７年	一関	15―３	平泉	調製・多色・桭判
〃	〃	〃	新庄	７―２	軍沢	〃
〃	〃	〃	新庄	７―３	秋ノ宮	〃
〃	〃	〃	新庄	７―４	鬼首峠	〃
〃	〃	〃	長野	12―２	松原湖	〃
〃	〃	〃	長野	12―３	蓼科山	〃
〃	〃	〃	長野	16―１	霧ヶ峰	〃
〃	〃	〃	長野	16―３	鉢伏山	〃
〃	〃	〃	長野	16―４	諏訪	〃
〃	〃	〃	甲府	５―４	瑞牆山	〃

備考　地図の刊行日　令和８年３月１日

公　告

諸　事　項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第７条第２項に基づく使用の認定公告

令和８年２月20日付けをもって下記土地等について、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第５条による使用の認定があったので、同法第７条第２項の規定により公告する。

記

所在	地番	種類（地目）	数量（㎡）		備考
			実測	登記簿上	使用認定された土地の面積（㎡）
宜野湾市字野嵩知念堂原	1871番１	雑種地	515.57	436	515.57
合計			515.57	436	515.57

令和８年２月27日

沖縄防衛局長

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１００７号
千葉市美浜区高浜２丁目２番１号
清算株式会社　株式会社大幸
代表清算人　鈴木　将司
１　決定年月日　令和８年２月16日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所民事第４部

令和８年（ヒ）第２００４号
東京都大田区南蒲田３丁目11番７号
清算株式会社　稲岡工業株式会社
代表清算人　稲岡　喜一
１　決定年月日　令和８年２月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（ヒ）第１００１号
名古屋市南区南野３丁目129番地
清算株式会社　株式会社ツカサ
代表清算人　武内　成泰
１　決定年月日　令和８年２月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第１号
岡山県津山市大手町２番地の13
清算株式会社　ＳＨ株式会社
代表清算人　石井　繁好
１　決定年月日　令和８年２月16日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所津山支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第３０３２号
大阪府吹田市豊津町31番27号
清算株式会社　株式会社ワールドスタイル
１　決定年月日　令和８年２月16日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３号
熊本県上天草市松島町阿村964番地の２
清算株式会社　永目海運株式会社
代表清算人　永目　幸浩
１　決定年月日　令和８年２月13日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙債権目録記載の各債権額に応じて按分して弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
熊本地方裁判所天草支部

令和７年（ヒ）第３０３６号

大阪府吹田市青山台４丁目９番８号
清算株式会社　株式会社ハローウィンズ
代表清算人　森本　　光

1　決定年月日　令和８年２月16日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、協定債権者森本嘉子を除く各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、協定債権のうち令和７年12月25日（特別清算手続開始決定日の前日）までの原因に基づいて発生した債権（以下「弁済対象債権」という。）のうち別紙債権者一覧表兼案分弁済案の「案分をすることができる金額」にそれぞれ記載された金員を、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に弁済する。弁済は、清算人代理の事務所において行う。ただし、本件協定債権者が特定の金融機関の口座への振込送金を文書で求めたときは、その口座に振込送金する方法で弁済する。この場合の振込手数料は清算株式会社の負担とする。
2　本件協定債権者は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
3　協定債権者森本嘉子は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その債務を全部免除する。
4　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済対象債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第２項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第８号

岡山市北区吉宗688番地４
清算株式会社　株式会社プログレッソ
代表清算人　稲田　吉恵

1　決定年月日　令和８年２月13日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社及び各協定債権者は、清算株式会社が各協定債権者に対し、令和７年８月20日及び令和７年10月24日に別紙債権者及び債権額一覧表の弁済額欄記載のとおり弁済を行ったことを認める。
2　各協定債権者は、清算株式会社に対し、別紙債権者及び債権額一覧表の弁済後の残額欄記載の金額につき、その債務を免除する。
3　本協定後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は直ちにこれを換価して、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額につき協定債権者の債権額按分にて支払う。この場合、前項に基づく免除は、新たにされた弁済の限度で、前項に基づく弁済時に遡って効力を失う。
（別紙省略）

岡山地方裁判所第３民事部

再生手続終結

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十三日
掲載頁　一四五頁（号外第三十一号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十三日
掲載頁　一四二頁（号外第三十一号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十三日
掲載頁　一四五頁（号外第三十一号）

（丁）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十三日
掲載頁　一四五頁（号外第三十一号）

令和八年二月二十七日

千葉県市原市五井五九四五番地の一

（甲）陽品運輸倉庫株式会社
代表取締役　高松　克行

埼玉県大里郡寄居町用土五九二〇番地一

（乙）ペトロサポート株式会社
代表取締役　高松　克行

千葉県袖ケ浦市南袖六五番地一

（丙）陽品運輸商事株式会社
代表取締役　高松　克行

千葉県市原市五井五九四五番地の一

（丁）野田エルピーガス物流株式会社
代表取締役　高松　克行

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十七日

東京都港区西新橋一丁目一番一号

（甲）株式会社ヴィアックスＲホールディングス
代表取締役　水野　仁

東京都港区西新橋一丁目一番一号

（乙）株式会社ＶＲＨ
代表取締役　水野　仁

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　十勝毎日新聞
掲載の日付　令和八年二月九日
掲載頁　二頁

（乙）掲載　十勝毎日新聞
掲載の日付　令和八年二月九日
掲載頁　二頁

令和八年二月二十七日

北海道帯広市西二十一条北一丁目三番二〇号

（甲）株式会社マテック
代表取締役　杉山　博康

北海道帯広市西二十三条北四丁目一番地二七

（乙）株式会社エルパ北海道
代表取締役　杉山　博康

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://www.fixel.co.jp/company/disclosure/

令和八年二月二十七日

東京都新宿区西新宿八丁目一七番一号

（甲）ＴＩＳ株式会社
代表取締役　岡本　安史

東京都新宿区西新宿八丁目一七番一号

（乙）Ｆｉｘｅｌ株式会社
代表取締役　池本　哲也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

東京都千代田区有楽町一丁目五番二号東宝日比谷プロムナードビル

（甲）ＰＫ　ＬＥＮＤＩＮＧ　ＡＶＩＡＴＩＯＮ　ＮＯＴＥＳ　ＥＱＵＩＰＭＥＮＴ　ＳＥＲＩＥＳ　ＪＰＮ　ＳＵＢ合同会社
代表社員　ピーケー・アリフト・エルピー
職務執行者　ドナルド・ジェイ・プグリシ
東京都千代田区有楽町一丁目五番二号東宝日比谷プロムナードビル

（乙）ＰＫ　ＡＩＲ１ＪＰＮ合同会社
代表社員　ＰＫ　ＬＥＮＤＩＮＧ　ＡＶＩＡＴＩＯＮ　ＮＯＴＥＳ　ＥＱＵＩＰＭＥＮＴ　ＳＥＲＩＥＳ　ＪＰＮ　ＳＵＢ合同会社
職務執行者　ドナルド・ジェイ・プグリシ

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項の規定により、乙は会社法第七八四条第一項の規定により、それぞれの株主総会の承認を得ないでこの合併を行います。

また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）令和七年六月十三日付官報九十九頁（号外第一三一号）

令和八年二月二十七日

東京都品川区大崎二丁目一番一号

（甲）株式会社モスフードサービス

代表取締役　中村　栄輔

東京都品川区大崎二丁目一番一号

（乙）株式会社モスクレジット

代表取締役　平山　美夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二十五日

掲載頁　一〇五頁（号外第一七〇号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月十二日

掲載頁　九十頁（号外第二〇六号）

令和八年二月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目八番二号

（甲）Ｒｅｄ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社

代表取締役　池田　大輔

東京都千代田区丸の内一丁目八番二号

（乙）アリナミン製薬株式会社

代表取締役　森澤　篤

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

合併の効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月三十日

掲載頁　一〇八頁（号外第一七四号）

令和八年二月二十七日

東京都渋谷区神宮前六丁目二七番八号

（甲）株式会社レアジョブ

代表取締役　中村　岳

東京都渋谷区神宮前六丁目二七番八号

（乙）株式会社プロゴス

代表取締役　木下　祐一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

東京都新宿区神楽坂五丁目三二番地八潮第二ビル五Ｆ

（甲）合同会社ストップオーバー

代表社員　北村　哲平

東京都港区六本木一丁目七番二四号麻布市兵衛町ホームズ七〇三

（乙）合同会社レイオーバー

代表社員　北村　哲平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十三日

掲載頁　九十三頁（号外第十五号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十七日

東京都中央区日本橋富沢町九番一九号

（甲）株式会社ラストワンマイル・パートナーズ

代表取締役　奥田　謙吾

東京都中央区日本橋富沢町九番一九号

（乙）ＲＫ運送合同会社

代表社員　株式会社Ｄ＆Ｄホールディングス

職務執行者　奥田　謙吾

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年一月二十七日

掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年一月二十八日

掲載頁　七頁

令和八年二月二十七日

東京都中央区京橋一丁目一番五号セントラルビル

（甲）ＡＰＡＭＡＮ株式会社

代表取締役　山﨑　戒

宮崎市橘通東二丁目五番七号宇田第八ビル一Ｆ

（乙）ファーストリビング株式会社

代表取締役　田嶋　啓

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十七日

東京都千代田区紀尾井町四番一号

（甲）株式会社Ｗｅｂ幹事

代表取締役　川上　宗一

東京都千代田区紀尾井町四番一号

（乙）株式会社Ｓａｉｌ２号

代表取締役　原　怜也

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月三日

掲載頁　四頁

（乙）確定した最終事業年度はありません

令和八年二月二十七日

東京都品川区東五反田五丁目一〇番一八号

（甲）株式会社グルメブランズカンパニー

代表取締役　工藤　大介

東京都渋谷区富ヶ谷一丁目五一番一二号

（乙）株式会社Ｔｅｃｏｎａ　Ｂａｇｅｌ

代表取締役　工藤　大介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七百九十六条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに決定しており、乙は会社法第七百九十三条第一項に基づき総社員の同意を令和八年二月二十六日に得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年二月二十七日

東京都港区三田一丁目四番一号

（甲）エイベックス株式会社

代表取締役　黒岩　克巳

東京都港区三田一丁目四番一号

（乙）エイベックス・ヘルスケアエンパワー合同会社

代表社員　エイベックス株式会社

職務執行者　保屋松靖人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙の権利義務全部を承継して存続し乙、丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://nxtech.co.jp/

(乙) 確定した最終事業年度はありません。

(丙) 確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十七日

東京都渋谷区代々木一丁目三五番四号

(甲) 株式会社イスト

代表取締役　武者　麻子

東京都江東区豊洲三丁目二番二四号

(乙) 株式会社アイニードプラス

代表取締役　和田　洋

東京都江東区豊洲三丁目二番二四号

(丙) 株式会社アイニードホールディングス

代表取締役　和田　洋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

(乙) 確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十七日

東京都江東区豊洲三丁目一番一号

(甲) 株式会社ＩＨＩ

代表取締役　井手　博

東京都江東区豊洲三丁目一番一号

(乙) 株式会社ＩＨＩセグメント

代表取締役　井上　忠幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月八日

掲載頁　六十四頁（号外第四号）

(乙) 掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月八日

掲載頁　六十四頁（号外第四号）

令和八年二月二十七日

東京都港区虎ノ門五丁目三番二号

(甲) マックスエンジニアリング株式会社

代表取締役　新井　規志

大阪市中央区瓦町二丁目四番一〇号

(乙) マックスエンジニアリング株式会社

代表取締役　新井　規志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月十五日

掲載頁　三頁

(乙) 掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年一月二十七日

掲載頁　九頁

令和八年二月二十七日

東京都港区東新橋一丁目九番一号

(甲) 株式会社シン・コーポレーション

代表取締役　川口　範

東京都港区東新橋一丁目九番一号

(乙) 株式会社メロ・ワークス

代表取締役　川口　範

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

東京都千代田区神田美土代町一一番地九―四〇四号

(甲) 合同会社トトノエ

代表社員　鶴岡　康弘

札幌市中央区北一条東十二丁目二二番

(乙) 合同会社くみたて

代表社員　合同会社トトノエ

職務執行者　鶴岡　康弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月十八日

掲載頁　三頁

(乙) 掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十八日

掲載頁　一一六頁（号外第一六六号）

令和八年二月二十七日

東京都立川市柏町一丁目二六番地の四

(甲) 株式会社セレモア

代表取締役　中川　貴郎

東京都渋谷区道玄坂二丁目二五番一二号

道玄坂通四階

(乙) 株式会社ジャパン・セレモニー・ホールディングス

代表取締役　仲村　和明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、各社の株主総会の承認決議は令和八年三月三十日に予定しております。

また、甲は、同日付で商号を次のとおり変更いたします。

旧商号　株式会社ＮＯＶＡ東日本

新商号　株式会社ＮＯＶＡグループ

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.nova.co.jp/corporation/

(乙) https://www.nova.co.jp/corporation/

令和八年二月二十七日

東京都品川区東品川二丁目三番一二号

(甲) 株式会社ＮＯＶＡ東日本

代表取締役　稲吉　正樹

広島市西区草津新町二丁目二六番一号

(乙) 株式会社ＮＯＶＡ西日本

代表取締役　稲吉　正樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。乙は、株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）を令和八年二月十九日に終了しております。甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月六日

掲載頁　一三七頁（号外第一二五号）

令和八年二月二十七日

東京都中央区銀座一丁目一一番一号

(甲) コナミグループ株式会社

代表取締役　東尾　公彦

東京都中央区銀座一丁目一一番一号

(乙) コナミリアルエステート株式会社

代表取締役　東尾　公彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙　日本経済新聞

掲載の日付　令和七年七月五日

掲載頁　三十七頁

(乙) 掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十五日

掲載頁　三十九頁（号外第八十五号）

令和八年二月二十七日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番一号

(甲) 株式会社ロッテ

代表取締役　中島　英樹

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番一号

(乙) Ｄａｒｉ　Ｋ株式会社

代表取締役　小久保良輔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。

消滅会社は会社法第七八四条第一項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月二十日
掲載頁　一五八頁（号外第三十六号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月二十日
掲載頁　一五八頁（号外第三十六号）

令和八年二月二十七日
東京都港区海岸一丁目二番二〇号汐留ビルディング三階
（甲）マジセミ株式会社
代表取締役　寺田　雄一
東京都江東区有明三丁目七番一一号有明パークビル二〇階
（乙）株式会社オープンソース活用研究所
代表取締役　寺田　雄一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月二十日
掲載頁　三頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月二十日
掲載頁　三頁

令和八年二月二十七日
神奈川県横須賀市久里浜二丁目二番三号
（甲）ウスイホーム株式会社
代表取締役　海沼　仁
神奈川県茅ヶ崎市共恵一丁目二番二二号
（乙）株式会社ハートランド
代表取締役　小泉　喬史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月二十日
掲載頁　三頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月二十日
掲載頁　三頁

令和八年二月二十七日
神奈川県横須賀市久里浜二丁目二番二〇号
（甲）ウスイホームホールディングス株式会社
代表取締役　木部　浩一
神奈川県茅ヶ崎市新栄町一三番四八号
（乙）株式会社ハートグループホールディングス
代表取締役　島崎　亮

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬及び癸の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬及び癸は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月二十日
掲載頁　三頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月二十日
掲載頁　三頁

令和八年二月二十七日
神奈川県横須賀市久里浜二丁目二番三号
（甲）ウスイホームホールディングス株式会社
代表取締役　木部　浩一
神奈川県茅ヶ崎市新栄町一三番四八号
（乙）株式会社ハートグループホールディングス
代表取締役　島崎　亮

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月二十日
掲載頁　三頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月二十日
掲載頁　三頁

令和八年二月二十七日
神奈川県横須賀市久里浜二丁目二番三号
（甲）ウスイホームホールディングス株式会社
代表取締役　木部　浩一
神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目三番一号
（乙）株式会社イエリスタホールディングス
代表取締役　木部　浩一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月二十日
掲載頁　三頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月二十日
掲載頁　三頁

令和八年二月二十七日
神奈川県横須賀市久里浜二丁目二番三号
（甲）ウスイホームホールディングス株式会社
代表取締役　木部　浩一
神奈川県茅ヶ崎市新栄町一三番四八号
（乙）株式会社ハートグループホールディングス
代表取締役　島崎　亮

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬及び癸の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬及び癸は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月二十四日
掲載頁　五十九頁（号外第二八三号）

令和八年二月二十七日
横浜市西区北幸二丁目九番一四号
（甲）相鉄クリーンエナジー株式会社
代表取締役　加藤　努

横浜市西区北幸二丁目九番一四号
（乙）合同会社トラストバンク宮崎

代表社員　相鉄クリーンエナジー株式会社
職務執行者　前田　功輔

横浜市西区北幸二丁目九番一四号
（丙）合同会社トラストバンク守谷

代表社員　相鉄クリーンエナジー株式会社
職務執行者　前田　功輔

横浜市西区北幸二丁目九番一四号
（丁）合同会社トラストバンク浜松

代表社員　相鉄クリーンエナジー株式会社
職務執行者　前田　功輔

横浜市西区北幸二丁目九番一四号
（戊）合同会社福知山アグリエナジー

代表社員　相鉄クリーンエナジー株式会社
職務執行者　前田　功輔

横浜市西区北幸二丁目九番一四号
（己）合同会社ＴＢエネルギー４

代表社員　相鉄クリーンエナジー株式会社
職務執行者　前田　功輔

横浜市西区北幸二丁目九番一四号
（庚）合同会社ＴＢエネルギー５

代表社員　相鉄クリーンエナジー株式会社
職務執行者　前田　功輔

横浜市西区北幸二丁目九番一四号
（辛）合同会社ＴＢエネルギー１０

代表社員　相鉄クリーンエナジー株式会社
職務執行者　前田　功輔

横浜市西区北幸二丁目九番一四号
（壬）合同会社ＴＢエネルギー１３

代表社員　相鉄クリーンエナジー株式会社
職務執行者　前田　功輔

横浜市西区北幸二丁目九番一四号
（癸）合同会社ＴＢエネルギー１４

代表社員　相鉄クリーンエナジー株式会社
職務執行者　前田　功輔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.echigo-kotsu.co.jp/contents/announcement/

令和八年二月二十七日
新潟県長岡市千秋二丁目二七八番地一
（甲）越後交通株式会社
代表取締役　伊比　久
新潟市中央区米山四丁目一番二八号
（乙）合同会社フェニックス
代表社員　越後交通株式会社
職務執行者　伊比　久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第一項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十日
掲載頁　四十六頁（号外第一三八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十日
掲載頁　四十六頁（号外第一三八号）

令和八年二月二十七日
山梨県韮崎市大草町下條西割一二〇〇番地
（甲）三井金属ダイカスト株式会社
代表取締役　陣内　誠司
山梨県韮崎市大草町下條西割一二〇〇番地
（乙）韮崎興産株式会社
代表取締役　橘田　博文

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ず、甲の株主総会決議は令和八年一月十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月二十二日
掲載頁　七十一頁（号外第一九〇号）

（乙）掲載　胆江日日新聞
掲載の日付　令和八年二月二十五日
掲載頁　七頁
令和八年二月二十七日
長野県東筑摩郡筑北村坂井五七二六番地六
（甲）綿半ファーム株式会社
代表取締役　屋ケ田光一
長野県東筑摩郡筑北村坂井五七二六番地六
（乙）株式会社ちくほく農場
代表取締役　竹村　夏樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）（丙）（丁）ともに
掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月十三日
掲載頁　二十七頁
令和八年二月二十七日
静岡市葵区伝馬町九番地の四
（甲）株式会社フォルテ
代表取締役　鈴木浩一朗
東京都港区北青山三丁目六番二一号
（乙）株式会社プルメリア
代表取締役　鈴木浩一朗
静岡市葵区伝馬町九番地の四
（丙）株式会社プレジャー
代表取締役　鈴木浩一朗
静岡市葵区伝馬町九番地の四
（丁）株式会社スパーク
代表取締役　鈴木浩一朗

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日
愛知県安城市花ノ木町四九番九六
（甲）ｓｈｕｃｒｅ安城合同会社
代表社員　大谷　和弘
愛知県春日井市勝川町七丁目三五番地
（乙）ｓｈｕｃｒｅ勝川合同会社
代表社員　大谷　和弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲及び乙）https://www.woodfriends.co.jp/ir/e-public-notice/
令和八年二月二十七日
名古屋市中区栄四丁目五番三号
（甲）株式会社ウッドフレンズ
代表取締役　伊藤　嘉浩
名古屋市東区新出来一丁目六番一二号
（乙）株式会社リアルウッドマーケティング
代表取締役　山田　大輔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月三十日
掲載頁　一三四頁（号外第二一九号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十九日
掲載頁　一一九頁（号外第三十五号）
令和八年二月二十七日
大阪市中央区内本町二丁目二番一四―二〇五号
（甲）ミヤコジマグループホールディングス株式会社
代表取締役　高士　雅次
三重県伊賀市大野木二〇八二番地
（乙）株式会社健康野菜頒布会
代表取締役　高士　雅次

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　二七三頁（号外第一四八号）
令和八年二月二十七日
大阪府堺市堺区匠町一番地
（甲）シャープ株式会社
代表取締役　沖津　雅浩
東京都港区三田一丁目四番二八号
（乙）シャープディスプレイソリューションズ株式会社
代表取締役　山本　利明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会決議は令和八年三月三十日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の各最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　一三〇頁（号外第一四三号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年二月二十七日
大阪府東大阪市長田三丁目六番一〇号
（甲）丸協運輸株式会社
代表取締役　渡部　智
福岡県朝倉市一木五九番四
（乙）丸協運輸有限会社
代表取締役　渡部　智

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月二十三日
掲載頁　二八六頁（号外第一六八号）
令和八年二月二十七日
大阪市中央区本町四丁目二番一二号
（甲）株式会社スマレジ
代表取締役　宮崎　龍平
福井県福井市二の宮二丁目二八番三八号
（乙）株式会社ネットショップ支援室
代表取締役　竹澤　洋一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月十三日

掲載頁　五頁

令和八年二月二十七日

奈良県奈良市高畑町一〇七一番地

（甲）株式会社ワールド・ヘリテイジ

代表取締役　東　正教

奈良県奈良市法華寺町二五四の一番地

（乙）株式会社奈良ロイヤルホテル

代表取締役　東　正教

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会決議は令和八年三月三十日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の各最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　八十七頁（号外第一四三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　五十九頁（号外第一四三号）

令和八年二月二十七日

愛媛県東温市南方二二九五番地一

（甲）丸協運輸株式会社

代表取締役　渡部　智

愛媛県東温市山之内甲二〇九一番地一

（乙）株式会社ＡＭＴ

代表取締役　中迫　陽一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月二十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十三日

掲載頁　一五六頁（号外第三十一号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十三日

掲載頁　一五六頁（号外第三十一号）

令和八年二月二十七日

福岡市博多区博多駅前三丁目二六番二九号

九勧博多ビル

（甲）キャリアパス株式会社

代表取締役　池邊　康造

福岡市博多区博多駅前三丁目二六番二九号

九勧博多ビル

（乙）株式会社Ｏｐｅｎ

代表取締役　池邊　康造

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十二日

掲載頁　一二一頁（号外第三十号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十七日

大分市西大道二丁目三番八号

（甲）吉村不動産株式会社

代表取締役　吉村　浩子

大分市西大道二丁目三番八号

（乙）有限会社吉村興産

代表取締役　吉村　浩子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（所在東京都荒川区東日暮里五丁目五二番七号　名称キューデンアネックス）経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十七日

掲載頁　九十頁（号外第三十三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十七日

掲載頁　九十頁（号外第三十三号）

令和八年二月二十七日

群馬県桐生市巴町二丁目一番地二

（甲）三立企業株式会社

代表取締役　赤石　知大

東京都足立区西新井栄町二丁目七番二号

（乙）株式会社興和商事

代表取締役　呉本　賢虎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の認可保育事業、フォトスタジオ事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.nikke.co.jp/ir/grpkoukoku/index.html

（乙）http://www.nikke.co.jp/ir/grpkoukoku/index.html

令和八年二月二十七日

千葉県市川市北方一丁目八番二号

（甲）株式会社ニッケナーサリー

代表取締役　竹内進之助

兵庫県加古川市加古川町本町二三九番地の一

（乙）株式会社ニッケライフ

代表取締役　竹内進之助

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により澪標アナリティクス株式会社（乙、東京都江東区豊洲二丁目二番一号Ａ棟三二Ｆ）のＡＩ・データ分析事業（特定顧客を除く。）に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十三日

掲載頁　九十四頁（号外第二五〇号）

令和八年二月二十七日

東京都新宿区西新宿八丁目一七番一号

ＴＩＳ株式会社

代表取締役　岡本　安史

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の一切の事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年三月三十日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

また、本分割に反対の株主は、本公告掲載の翌日から効力発生日の前日までに、その所有する株式を公正な価格で買い取ることを請求できます。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月八日

掲載頁　八十九頁（号外第一五六号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十二日

掲載頁　九十四頁（号外第十四号）

令和八年二月二十七日

東京都千代田区神田淡路町二丁目一〇五番地

（甲）株式会社ゼンリンマーケティングソリューションズ

代表取締役　山下　弘記

東京都渋谷区初台一―五一―一初台センタービル九〇九

（乙）マップマーケティング株式会社

代表取締役　新田　正則

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により出版共同流通株式会社（乙、住所東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地）の営む以下四事業に係る権利義務を承継することにいたしました。

一、株式会社日経ＢＰマーケティング発売の直販出版物取扱事業

二、株式会社ニューズ・ライン発売の直販出版物取扱事業

三、胡蝶蘭販売事業

四、自家配配送請負事業

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十七日

掲載頁　八十八頁（号外第一六四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月九日

掲載頁　五十八頁（号外第一二六号）

令和八年二月二十七日

東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地

日販物流サービス株式会社

代表取締役　太田　紀行

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により川崎汽船株式会社（乙、住所神戸市中央区海岸通八番）の船舶管理子会社管理事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月二十七日

東京都千代田区内幸町二丁目一番一号

ケイラインシップマネージメントホールディングス株式会社

代表取締役　遠藤　英明

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のクラウド型勤怠管理システム事業「ＡＫＡＳＨＩ事業」及びオウンドメディア事業「ｓｏｍｕ－ｌｉｅｒ事業」に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）http://sonybn.co.jp/profile/publicnotice/

令和八年二月二十七日

東京都港区芝浦三丁目一番二一号ｍｓｂＴａｍａｃｈｉ田町ステーションタワーＳ二一階

（甲）株式会社マネーフォワード

代表取締役　辻　庸介

東京都渋谷区道玄坂一丁目一二番一号

（乙）ソニービズネットワークス株式会社

代表取締役　早川　富雄

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のイトーヨーカドー大森店、アリオ市原店における不動産管理事業及びテナント事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月三十日

掲載頁　二十一頁

（乙）http://www.itoyokado.co.jp/company/investors/kessan/index.html

令和八年二月二十七日

東京都品川区南大井六丁目二七番一八号

（甲）株式会社クリエイトリンク

代表取締役　井上　了徳

東京都千代田区二番町八番地八

（乙）株式会社イトーヨーカ堂

代表取締役　山本　哲也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のホームデザイン事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月七日

掲載頁　一一九頁（号外第一五五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十一日

掲載頁　四十一頁（号外第一六〇号）

令和八年二月二十七日

東京都世田谷区太子堂四丁目一番一号

（甲）株式会社スウェーデンハウス

代表取締役　村井　秀壽

札幌市中央区南十九条西九丁目二番二八号

（乙）株式会社北洋交易

代表取締役　小島　敏之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の管理関連業務（再委託業務等を含む）に係る事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月十五日

掲載頁　十五頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月二十六日

掲載頁　三頁

令和八年二月二十七日

東京都中央区銀座四丁目一二番一五号歌舞伎座タワー

（甲）株式会社アーキテクト・ディベロッパー

代表取締役　木本　啓紀

東京都狛江市中和泉一丁目一番三号

（乙）絹山不動産株式会社

代表取締役　松崎　学

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の株式会社フォルテの株式を管理、運用する事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十三日

掲載頁　一四四頁（号外第三十一号）

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月十三日

掲載頁　二十七頁

令和八年二月二十七日

東京都千代田区大手町二丁目三番一号大手町プレイスウエストタワー二四階

（甲）株式会社ＪＳＳ０１

代表取締役　鈴島　宏治

東京都港区北青山三丁目六番二一号

（乙）株式会社プルメリア

代表取締役　鈴木浩一朗

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の四国エリアにおける自動販売機事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月十一日

掲載頁　二頁

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月二十七日

掲載頁　八十一頁（号外第一一六号）

令和八年二月二十七日

東京都足立区古千谷本町一丁目一番八号

（甲）株式会社ＳＤベンディング

代表取締役　鈴木　広美

東京都千代田区九段南四丁目八番三五号

（乙）株式会社富士飲料

代表取締役　鈴木　広美

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が自動販売機事業に関して有する自動販売機設置契約の全部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
　　掲載の日付　令和八年二月十六日
　　掲載頁　五頁
（乙）掲載　官報
　　掲載の日付　令和八年二月十八日
　　掲載頁　五十三頁（号外第三十四号）

令和八年二月二十七日

東京都千代田区九段南四丁目七番一三号
（甲）株式会社ＯＮＥｈｅａｒｔ
代表取締役　鈴木　広美

東京都千代田区九段南四丁目八番三五号
（乙）山口飲料百貨株式会社
代表取締役　鈴木　広美

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が自動販売機事業に関して有する自動販売機設置契約の全部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
　　掲載の日付　令和八年二月十六日
　　掲載頁　五頁
（乙）掲載　官報
　　掲載の日付　令和八年二月十八日
　　掲載頁　五十二頁（号外第三十四号）

令和八年二月二十七日

東京都千代田区九段南四丁目七番一三号
（甲）株式会社ＯＮＥｈｅａｒｔ
代表取締役　鈴木　広美

栃木県栃木市片柳町一丁目一六番一四号
（乙）株式会社宮崎商店
代表取締役　鈴木　広美

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が神奈川エリアの自動販売機事業に関して有する自動販売機設置契約の全部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
　　掲載の日付　令和八年二月十六日
　　掲載頁　五頁
（乙）掲載　官報
　　掲載の日付　令和七年五月二十七日
　　掲載頁　八十一頁（号外第一一六号）

令和八年二月二十七日

東京都千代田区九段南四丁目七番一三号
（甲）株式会社ＯＮＥｈｅａｒｔ
代表取締役　鈴木　広美

東京都千代田区九段南四丁目八番三五号
（乙）株式会社富士飲料
代表取締役　鈴木　広美

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営むアパレルＯＥＭ事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　千葉日報
　　掲載の日付　令和八年二月二十三日
　　掲載頁　十一頁

令和八年二月二十七日

東京都千代田区五番町二番一四号二〇二号室
（甲）株式会社Ｊ・ＷＯＲＫＳ
代表取締役　菊川　航希

東京都渋谷区桜丘町一七番六号
（乙）株式会社Ｊ・ＷＯＲＫＳ
代表取締役　北川　慎二

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲のアットエナジー事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　　掲載の日付　令和七年六月三十日
　　掲載頁　二一六頁（号外第一四八号）
（乙）掲載紙　官報
　　掲載の日付　令和七年七月十八日
　　掲載頁　一一七頁（号外第一六六号）

令和八年二月二十七日

東京都品川区大崎一丁目六番四号
（甲）日本ファシリティ・ソリューション株式会社
代表取締役　舛田　健次

東京都港区芝三丁目二番一八号
（乙）テプコカスタマーサービス株式会社
代表取締役　福田　敦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産の売買及び運営管理に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
　　掲載の日付　令和八年二月六日
　　掲載頁　六十一頁（号外第二十七号）

令和八年二月二十七日

東京都文京区後楽二丁目二三番一二号
（甲）ユーワ株式会社
代表取締役　金田　宏

東京都文京区後楽二丁目二三番一二号
（乙）ＦＨＬホールディングス株式会社
代表取締役　金田　宏

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＰＬＴグループ都市開発事業本部によるまちづくり事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
　　掲載の日付　令和七年六月三十日
　　掲載頁　二二〇頁（号外第一四八号）
（乙）https://www.misawa.co.jp

令和八年二月二十七日

東京都港区港南二丁目一六番四号
（甲）プライムライフテクノロジーズ株式会社
代表取締役　道浦　正治

東京都新宿区西新宿二丁目四番一号
（乙）ミサワホーム株式会社
代表取締役　作尾　徹也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む全事業のうち、（ｉ）磁性材料事業（疑義を避けるために付言すると、軟磁性材料を用いた事業は含まない。）並びに、（ⅱ）電線事業及び自動車部品事業を除いた事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
　　掲載の日付　令和七年八月五日
　　掲載頁　五十八頁（号外第一七八号）
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
　　掲載の日付　令和七年六月二十四日
　　掲載頁　二十二頁

令和八年二月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階　（甲）株式会社ＢＣＪ－５２
代表取締役　村上　和也

東京都江東区豊洲五丁目六番三六号
（乙）株式会社プロテリアル
代表取締役　ショーン・マホニー・スタック

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の磁性材料事業（疑義を避けるために付言すると、軟磁性材料を用いた事業は含まない。）に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　二十二頁

令和八年二月二十七日

東京都江東区豊洲五丁目六番三六号

（甲）株式会社プロテリアルマグネティクス　代表取締役　越田　久崇

東京都江東区豊洲五丁目六番三六号

（乙）株式会社プロテリアル

代表取締役　ショーン・マホニー・スタック

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＳＯＮＲ事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年三月三十日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月二十八日

掲載頁　八十八頁（号外第二三九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年二月二十四日

掲載頁　九十六頁（号外第三十七号）

令和八年二月二十七日

東京都渋谷区神宮前六丁目一九番二〇号

（甲）ＳＡＴＯＲＩ株式会社

代表取締役　植山　浩介

大阪市淀川区宮原一丁目一番一号新大阪阪急ビル三階

（乙）株式会社エクスト

代表取締役　高畑　欽哉

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により関谷理化株式会社（乙、東京都中央区日本橋室町四丁目三番五号）の不動産事業に関して有する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月二十四日

掲載頁　七十一頁（号外第三十七号）

令和八年二月二十七日

東京都江東区平野一丁目九番七―一〇二号

株式会社関谷幸吉商店

代表取締役　関谷　幸樹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業の一部に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　千葉日報

掲載の日付　令和八年二月二十三日

掲載頁　十一頁

令和八年二月二十七日

神奈川県平塚市錦町一六番二三号カストラ湘南三Ｆ

（甲）株式会社エンセリオ

代表取締役　青木　豊

神奈川県平塚市錦町一六番二三号カストラ湘南三Ｆ

（乙）株式会社マハー・ホームズ

代表取締役　青木　豊

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のパン菓子の製造販売、その他乙が行う一切の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十七日

静岡県浜松市中央区広沢三丁目七番六号

（甲）株式会社阿古屋製パン

代表取締役　向江　秀征

静岡県浜松市中央区広沢三丁目七番六号

（乙）有限会社阿古屋製パン

代表取締役　高橋　秀行

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のトヨタホームフランチャイズ関連事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十三日

掲載頁　二八七頁（号外第一六八号）

令和八年二月二十七日

名古屋市熱田区大宝一丁目一三番二〇号

（甲）ＨＮ分割準備株式会社

代表取締役　室屋　直幸

名古屋市熱田区大宝一丁目一三番二〇号

（乙）トヨタホーム名古屋株式会社

代表取締役　室屋　直幸

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の製材事業に関する権利業務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七八四条第二項、乙は同法第七九六条第一項に基づき株主総会の決議を経ずに会社分割を決定しております。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲及び乙）https://www.woodfriends.co.jp/ir/e-public-notice/

令和八年二月二十七日

名古屋市中区栄四丁目五番三号

（甲）株式会社ウッドフレンズ

代表取締役　伊藤　嘉浩

岐阜県美濃加茂市牧野八九九番

（乙）株式会社ランバーランド

代表取締役　池田　豪

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の建材事業に関する権利業務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七八四条第二項、乙は同法第七九六条第一項に基づき株主総会の決議を経ずに会社分割を決定しております。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲及び乙）https://www.woodfriends.co.jp/ir/e-public-notice/

令和八年二月二十七日

名古屋市中区栄四丁目五番三号

（甲）株式会社ウッドフレンズ

代表取締役　伊藤　嘉浩

名古屋市中区栄四丁目五番三号

（乙）株式会社フォレストノート

代表取締役　池田　豪

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙一の遊技場九店舗及び乙二の遊技場一店舗の経営事業に関する権利義務及び資産を承継し乙一乙二はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二日

掲載頁　一五九頁（号外第一五一号）

（乙一）掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十八日

掲載頁　五十二頁（号外第三十四号）

（乙二）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十七日

京都市上京区出町今出川上る青龍町二三一番地

（甲）株式会社マルハン

代表取締役　韓　俊

岩手県盛岡市上堂四丁目一番二〇号

（乙一）株式会社公楽

代表取締役　山田　栄作

岩手県盛岡市上堂四丁目一番二〇号

（乙二）有限会社三炯公楽

代表取締役　山田　栄作

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の資産管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月二十六日

掲載頁　三頁

令和八年二月二十七日

大阪市天王寺区堂ケ芝二丁目一八番一七号

（甲）株式会社ハタメタルエステート

代表取締役　畑　敬三

大阪府東大阪市高井田一六番八号

（乙）株式会社ハタメタルワークス

代表取締役　畑　敬三

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の吸収分割契約書記載の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月二十七日

掲載頁　四頁

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月二十七日

掲載頁　四頁

令和八年二月二十七日

大阪市港区波除六丁目四番三号

（甲）大協通運株式会社

代表取締役　合田　明弘

大阪市港区弁天六丁目四番一号

（乙）三協グループ株式会社

代表取締役　合田　明弘

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の新築事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.daiwahouse-chintai-reform.jp/

（乙）https://daiwahouse-woodreform.co.jp/

令和八年二月二十七日

大阪市中央区博労町三丁目五番一号

（甲）大和ハウス賃貸リフォーム株式会社

代表取締役　小髙　一浩

東京都港区港南四丁目一番八号

（乙）大和ハウスウッドリフォーム株式会社

代表取締役　女鹿口裕継

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社中村超硬（乙、住所大阪府堺市西区鶴田町二七番二七号）のナノサイズゼオライト事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）http://www.nakamura-gp.co.jp/

令和八年二月二十七日

大阪府堺市西区鶴田町二七番二七号

Ｚｅｏ　Ｎｅｘｔ株式会社

代表取締役　井上　誠

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のパサージュ琴海事業及びこれに附帯する事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月二十五日

掲載頁　九十三頁（号外第二五七号）

令和八年二月二十七日

長崎市幸町七番一号

（甲）株式会社リージョナルフーズ長崎

代表取締役　岩下　英樹

東京都中央区京橋一丁目一九番一一号

（乙）株式会社ＮＩＰＰＯ

代表取締役社長　和田　千弘

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するａｎｄｍｉｆｅ株式会社（住所群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町九八六番地四）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　千葉日報

掲載の日付　令和八年二月二十三日

掲載頁　十一頁

令和八年二月二十七日

群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町四番地三

株式会社松井

代表取締役　角田　欣哉

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社オランダ家（住所千葉市美浜区新港二一一番地）に対して当社の全ての事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十六日

掲載頁　八十一頁（号外第三十二号）

令和八年二月二十七日

千葉市美浜区新港二一一番地

株式会社オランダ家

代表取締役　芝山　均

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する二島商事株式会社（住所東京都大田区大森北二丁目九番一四号）に対して当社の不動産賃貸管理事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月八日

掲載頁　八十七頁（号外第二六八号）

令和八年二月二十七日

東京都大田区大森北二丁目九番一四号

二島ビル株式会社

代表取締役　二島　建夫

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＩＳＯプロ（住所東京都新宿区西新宿六丁目八番一号住友不動産新宿オークタワー二一階）に対して当社のＩＳＯ認証事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月二日

掲載頁　一二〇頁（号外第二十二号）

令和八年二月二十七日

東京都新宿区西新宿六丁目八番一号住友不動産新宿オークタワー

ＮＳＳスマートコンサルティング株式会社

代表取締役　安藤　栄祐

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社キャストバイオ（住所東京都中央区築地一丁目一三番一〇号サクセス銀座東ビル二Ｆ）に対して当社の新設分割計画に定めた事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月九日

掲載頁　四頁

令和八年二月二十七日

東京都中央区築地一丁目一三番一〇号サクセス銀座東ビル二Ｆ　株式会社凜研究所

代表取締役　藤原　正明

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｈネクスト（住所横浜市泉区弥生台一八番三）に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　千葉日報

掲載の日付　令和八年二月二十三日

掲載頁　十一頁

令和八年二月二十七日

東京都品川区東大井一丁目七番一四号

株式会社早川自動車整備工場

代表取締役　早川　賢一

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社サムライ堂ホールディングス（住所東京都新宿区横寺町三六番地二一）に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　千葉日報

掲載の日付　令和八年二月二十三日

掲載頁　十一頁

令和八年二月二十七日

東京都新宿区神楽坂三丁目六番地

株式会社サムライ堂

代表取締役　林　博一

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するブロードメディア・スタジオ株式会社（住所東京都中央区月島一丁目一四番七号）に対して当社のスタジオ・プロダクションとしての制作事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月二十七日

東京都港区赤坂八丁目四番一四号

ブロードメディア株式会社

代表取締役　橋本　太郎

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＭｙＳｋｉｎ株式会社（住所東京都文京区向丘二丁目三番一〇号）に対して当社のマイクロバイオーム事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和八年三月二十四日に予定しております。

また、当社は新設分割の効力発生日においてＴＡＫホールディングス株式会社に商号変更する予定です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月二十日

掲載頁　一五八頁（号外第三十六号）

令和八年二月二十七日

東京都文京区向丘二丁目三番一〇号

ＭｙＳｋｉｎ株式会社

代表取締役　西　康宏

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する大和自動車交通豊島株式会社（住所東京都北区豊島五丁目一番三二号）に対して当社のタクシー事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和八年一月二十七日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.daiwaj.com/

令和八年二月二十七日

東京都北区豊島五丁目一番三二号

大和自動車交通王子株式会社

代表取締役　澤田林三郎

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する㈱ＹＳ（住所、東京都大田区新蒲田二丁目二三番一六号）に対して当社の動物医療・ライフケアサービス事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十七日

横浜市青葉区つつじが丘一番地一四号

有限会社Ｙ's

代表取締役　安福　孝之

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＴＥＮ（住所大阪市浪速区恵美須東二丁目一番二二号）に対して当社の飲食事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　千葉日報

掲載の日付　令和八年二月二十三日

掲載頁　十一頁

令和八年二月二十七日

大阪市北区天神橋四丁目一二番一一号

とりいし株式会社

代表取締役　石上　正規

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＮＨウェルス株式会社（住所岡山県倉敷市西阿知町新田六三七番地二）に対して当社の資産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月二十六日

掲載頁　三頁

令和八年二月二十七日

岡山県倉敷市中島二一五一番地一

信江工業株式会社

代表取締役　信江　善友

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

宮城県宮城郡利府町中央一丁目五番地四―一〇二

合同会社槐寿

代表社員　伊藤　亮

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

仙台市青葉区中央二丁目一一番一九号

佐和プロジェクト合同会社

代表社員　佐藤　史和

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

福島県大沼郡会津美里町字高田甲二七三五番地四

合同会社こころのあい

代表社員　児島　一行

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

群馬県富岡市中沢三三七番地一

合同会社ＡＭＵ

代表社員　浦野　直己

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ミツタカとします。効力発生日は令和八年四月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年三月二十二日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

埼玉県さいたま市中央区新中里五丁目一二番一五号

合同会社ミツタカ

代表社員　本重　光孝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の商号は株式会社神楽事業開発とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

東京都新宿区神楽坂五丁目三二番地八潮第二ビル五Ｆ

合同会社ストップオーバー

代表社員　北村　哲平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社アシストとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

東京都中野区中野三丁目三四番三号中野住研コーポ四〇八

合同会社アシスト

代表社員　藤枝　拓

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月十五日であり、組織変更後の商号は株式会社ＴＴＴとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

東京都港区白金台一丁目四―一五

合同会社ＴＴＴ

代表社員　玉田　翔大

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号　銀座大竹ビジデンス二Ｆ

合同会社ＲａＶｉｔ

代表社員　白川　糧

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二Ｆ　合同会社Ｍ．ドリーム

代表社員　池邊　直子（長谷川直子）

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

神奈川県横浜市西区浅間町一丁目四番三号ウィザードビル四〇二

Ｎｅｘｇｅｎ　Ｊａｐａｎ合同会社

代表社員　大野　有生

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

横浜市中区山下町一一番地一グランドアネックス水町八階　一番町管財合同会社

代表社員　原　信造

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

神奈川県藤沢市鵠沼石上二丁目五番一号湘南鵠沼ＢＬＤ三階Ｃ号室

合同会社ＲＥ　ＶＥＮＴ

代表社員　棚橋　恒介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

石川県野々市市本町二丁目一番二一号

Ｔｒａｖｅｌ＆Ｓｐｉｃｅ合同会社

代表社員　谷　晃一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

愛知県新城市庭野行宗五

合同会社Ｔｒｕｓｔ　Ｍｅ

代表社員　鍋島　諒人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

愛知県豊田市保見ケ丘一丁目七一番地

ＳＡＮ３合同会社

代表社員　広松　靖智

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

名古屋市中村区岩塚町林高寺東三八番地

合同会社ｔｗｉｎｓ

代表社員　山田亜耶花

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

大阪府大阪市中央区本町四丁目八番一号ＳＤ本町ビル七〇二号

ハリソンストリート合同会社

代表社員　柴崎　友哉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＤＲＡＧＯＮＢＡＢＹとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

大阪市北区万歳町三―三九―三〇二号

合同会社ＤＲＡＧＯＮＢＡＢＹ

代表社員　ブラウスティン・ジェレミ・ソール

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

兵庫県西宮市神呪町一四番三〇―二〇三号

ＩＧＬ合同会社

代表社員　横野　拓磨

効力発生日変更公告

左記会社は、令和八年三月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年五月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年二月二十七日

東京都中央区日本橋本町一丁目九番一三号

（甲）株式会社ユニバーサルトランセンドプランニング

代表取締役　角谷　好美

東京都中央区日本橋本町一丁目九番一三号

（乙）株式会社ＣＯＤＥ　Ｊ

代表取締役　平山浩一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億五千五十五万八千九百七十三円減少し九千九百七十四万五千七百六十四円とすることにいたしました。

ただし、令和七年四月三日から令和七年六月三十日の間に新株式の発行により五億九千九百九十七万三千三百七十六円増加しており、資本金の額は十億五千三十万四千七百三十七円となっております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は令和七年七月十四日付、官報（号外第一六一号）一一二頁に掲載しております。

令和八年二月二十七日

北海道江別市大麻中町二六番地の二二

株式会社岩谷技研

代表取締役　岩谷　圭介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十七億六千百三万千八十六円減少して九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

www.metagentx.com

令和八年二月二十七日

山形県鶴岡市覚岸寺字水上二四六番地二

メタジェンセラピューティクス株式会社

代表取締役　中原　拓

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億五百四十六万円減少し、一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十八日であり、株主総会の決議は、令和八年二月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月二十六日

掲載頁　二頁

令和八年二月二十七日

茨城県筑西市下江連一二二六番地

日本電解株式会社

代表取締役社長　湯川　典昭

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十七日

東京都昭島市東町三丁目一五番一号

有限会社ベル企画

代表取締役　本郷　誠

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月十二日

掲載頁　五十四頁（号外第一八二号）

令和八年二月二十七日

東京都港区六本木一丁目六番一号

SBI XDC Network APAC株式会社

代表取締役　近藤　智彦

資本金の額の減少公告

当社は、令和八年二月二十六日から同年三月三十一日までに払込みが行われる当社の新株発行及び当社の新株予約権の行使がされたことにより増加する資本金の額の合計額と同額分を減少することにより、最終的な資本金の額を一億円とすることに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://about.pocket-change.jp/news

令和八年二月二十七日

東京都港区芝四丁目三番五号三Ｆ

株式会社ポケットチェンジ

代表取締役　青山　新

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億八千万円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三十日

掲載頁　一〇九頁（号外第一七四号）

令和八年二月二十七日

東京都渋谷区神宮前三丁目一番三〇号

グリッドシェアジャパン株式会社

代表取締役　西尾　仁志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百五十五万五千五百六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://establish.moneyforward.com/announcement/362152

令和八年二月二十七日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー一五Ｆ

株式会社Ｈｕｍａｎｉｔｙ　Ｂｒａｉｎ

代表取締役　大嶋　泰介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億八千百五十万八千二百九十二円減少し、その減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年二月十六日

掲載頁　八十六頁（号外第三十二号）

令和八年二月二十七日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー一九階

ＳＹＮＣ　Ｇｒｏｕｐ株式会社

代表取締役　石川　智哉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金八億九千六百七十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十七日

東京都渋谷区道玄坂二丁目二五番一二号

道玄坂通四階　株式会社セレモアジャパン

代表取締役　仲村　和明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億二千五百四十万円減少し九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月四日

掲載頁　二頁

令和八年二月二十七日

東京都江東区佐賀二丁目九番八号ＭＳＣ深川ビル二号館一階　株式会社セルファイバ

代表取締役　古石　和親

資本金の額の減少公告

当社は、募集株式発行の効力が生じることを条件に、資本金の額を四億三千九百五十五万円減少し、百万円にすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は確定した最終事業年度はございません。

令和八年二月二十七日

東京都中央区京橋二丁目二番一号

株式会社ＢＣＭ４０

代表取締役　檀野　英次

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千六百万円減少し、一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十日であり、株主総会の決議は令和八年一月十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://establish.moneyforward.com/announcement/279221

令和八年二月二十七日

神奈川県横浜市中区山下町二二三番地一

株式会社Ｎｅｘｔ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎ

代表取締役　小勝　通光

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億四千九百九十六万二千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月九日

掲載頁　六十一頁（号外第二〇三号）

令和八年二月二十七日

石川県野々市市末松三丁目五七〇番地

ファーメランタ株式会社

代表取締役　柊崎　庄吾

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.woodfriends.co.jp/ir/e-public-notice/

令和八年二月二十七日

岐阜県美濃加茂市牧野八九九番

株式会社ランバーランド

代表取締役　池田　豪

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十六億三千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://kessan.info/41012033５.html

令和八年二月二十七日

静岡県伊東市池八九五番地四五九

伊豆観光開発株式会社

代表取締役　佐藤　文昭

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千五百万円減少して減少する資本金の額のうち一億五千四百七十万七千三百九十一円を資本準備金とすることにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十日

掲載頁　八十八頁（号外第二十九号）

令和八年二月二十七日

名古屋市中区栄二丁目一一番三〇号セントラルビル五Ｆ

株式会社クラッソーネコンストラクション

代表取締役　川口　哲平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十一億七千九百十二万五千円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.woodfriends.co.jp/ir/e-public-notice/

令和八年二月二十七日

名古屋市中区栄四丁目五番三号

株式会社ウッドフレンズ

代表取締役　伊藤　嘉浩

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十七億円減少し、二千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.woodfriends.co.jp/ir/e-public-notice/

令和八年二月二十七日

名古屋市中区栄四丁目五番三号

株式会社フォレストノート

代表取締役　池田　豪

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://insightace.co.jp

令和八年二月二十七日

大阪市中央区南本町四丁目五番七号東亜ビル五階　株式会社ＩｎｓｉｇｈｔＡＣＥ

代表取締役　川畑　友美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、株主総会の決議は、令和八年二月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十七日

大阪府岸和田市土生町二丁目一〇番三号

有限会社もしもしピエロ

取締役　堀江沙也加

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　一一五頁（号外第一四四号）

令和八年二月二十七日

島根県出雲市塩冶町八九番地一

ＰｕＲＥＣ株式会社

代表取締役　髙橋　英之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十一日

掲載頁　八十八頁（号外第一六〇号）

令和八年二月二十七日

福岡市西区九大新町四－一福岡市産学連携交流センター

ＮＯＶＩＧＯ　Ｐｈａｒｍａ株式会社

代表取締役　石濱　航平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億三百五十万円減少し、また、令和八年三月三十日までの日を払込期日又は払込期間とする株式の発行があった場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分減少し、最終的な資本金額を一億円とすることにいたしました。なお、減少する資本金の全額を資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十日

掲載頁　八十八頁（号外第二十九号）

令和八年二月二十七日

佐賀県東松浦郡玄海町諸浦一〇六番地一

株式会社ハイレゾ

代表取締役　志倉　喜幸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千二百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十七日

長崎県佐世保市江迎町長坂一三八番地一

有限会社誠友電設

代表取締役　大久保祐子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十九万六千三百八十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十二月十日

掲載頁　二頁

令和八年二月二十七日

宮崎市橘通西三丁目一〇番三二号八階

株式会社ＡＴＯＭｉｃａ

代表取締役　嶋田　瑞生

準備金の額の減少公告

当社は、株式会社モリレイ（本店：岩手県紫波郡矢巾町流通センター南三丁目五番一二号）との株式交換（以下「本件株式交換」という。）により資本準備金の額が増加することを停止条件として、資本準備金の額について、本件株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.morirei.co.jp/

令和八年二月二十七日

岩手県紫波郡矢巾町流通センター南三丁目五番一二号

株式会社ＭＡホールディングス

代表取締役　岡村　弥

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月三十一日を効力発生日とする中北興業株式会社および株式会社東北亜鉛電材製作所との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年二月十九日

掲載頁　一二〇頁（号外第三十五号）

令和八年二月二十七日

仙台市若林区卸町東四丁目三番二七号

株式会社中北電機

代表取締役　佐藤　孝文

準備金の額の減少公告

当社は、別途予定している黒井産業株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十二月二十六日付官報（号外第二八六号）八十頁

令和八年二月二十七日

山形市宮町二丁目一一番九号

株式会社クロイホールディングス

代表取締役　黒井　雄介

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億五千五百六十八万七千四百四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十七日

茨城県牛久市猪子町九四八番地一

株式会社サンエイホールディングス

代表取締役　**吉田**　憲仁

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億四六二一万三〇〇〇円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月二十三日

掲載頁　八十三頁（号外第二三六号）

令和八年二月二十七日

東京都千代田区麹町五丁目七番地二ＭＦＰＲ麹町ビル七Ｆ

株式会社リンク・プロセシング

代表取締役　齊藤　篤史

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千七百五十万七百三十九円減少し、一億円とし、資本準備金の額を八千七百五十万七百三十六円減少し、〇円とすることと致しました。

また、令和八年二月二十七日から令和八年三月三十日までの日を払込期日とする株式の発行があった場合には、当該株式発行により増加する資本金の額及び資本準備金の額と同額分の資本金及び資本準備金の額を減少し、最終的な資本金の額を一億円、最終的な資本準備金の額を〇円とすることと致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://K.secure.freee.co.jp/companies/31033/announces

令和八年二月二十七日

宮城県仙台市青葉区国分町一丁目四―九

ｅｎｓｐａｃｅ

株式会社Ｃｏ―ＬＡＢＯ　ＭＡＫＥＲ

代表取締役　古谷　優貴

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を一億四千九百六十二万五千円、資本準備金の額を一億四千九百六十二万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.urt-hd.co.jp/

令和八年二月二十七日

秋田市寺内蛭根三丁目二四番三号

ＵＲＴホールディングス株式会社

代表取締役　平野　久貴

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九九九五万二千円、資本準備金の額を四億九九九五万二千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二十三日

掲載頁　三〇一頁（号外第一六八号）

令和八年二月二十七日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号

株式会社ＺＥＮＫＩＧＥＮ

代表取締役　野澤比日樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億三千四百万円、利益準備金の額を千七百五十六万円減少し、それぞれ百万円、零円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年二月二十七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番四〇号

ピクセルカンパニーズ株式会社

代表取締役　谷川　直哉

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千四百九十九万八千円、資本準備金の額を二億二千四百九十九万八千円減少し、それぞれ一億円、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　十八頁

令和八年二月二十七日

東京都新宿区四谷四丁目三番地

株式会社アプトポッド

代表取締役　坂元　淳一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月二日を払込期日とする募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を六億四千五百二万五千円、資本準備金の額を六億四百九十七万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十七日

東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目一三番六号

株式会社エコテクソリューション

代表取締役　三冨　俊和

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十三億円、資本準備金の額を三億七千四百八十万五千二十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月八日

掲載頁　七十二頁（号外第一五六号）

令和八年二月二十七日

東京都品川区大崎二丁目一番一号

日立エナジージャパン株式会社

代表取締役　平岡　武

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千一万三千三百二十二円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。また、資本準備金の額を三億九千二百三十一万八千十二円減少することにいたしました。

当社は、加えて、令和八年三月一日から令和八年三月三十日までの日を払込期日又は払込期間の末日とする募集株式の発行があった場合には、資本金の額を当該募集株式の発行により増加する資本金の額と同額分減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月六日

掲載頁　五十八頁（号外第二十七号）

令和八年二月二十七日

東京都江東区東雲二丁目一一番六号

株式会社プランテックス

代表取締役　山田　耕資

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万二百四十円、資本準備金の額を一億五千万二百四十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/19566/announces

令和八年二月二十七日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一九番九号

株式会社ＬｉｎＱ

代表取締役　原田　豪介

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ二千五百万円減少し、それぞれ五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は、令和八年三月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年二月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月十八日

掲載頁　七十一頁（号外第一三五号）

令和八年二月二十七日

東京都港区芝大門二丁目五番五号住友芝大門ビル　データインデックス株式会社

代表取締役　提橋　由幾

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億二千百万円、資本準備金の額を三億一千九百五十三万八千六百円減少し、資本金の額を一千万円、資本準備金の額を〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月十三日

掲載頁　五頁

令和八年二月二十七日

東京都千代田区神田須田町二丁目一九番地二三　ハイブリィド株式会社

代表取締役　中山　大輔

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千万円、資本準備金の額を八千七百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月一日

掲載頁　一二二頁（号外第一七六号）

令和八年二月二十七日

東京都港区芝浦四丁目一六番二五号　株式会社エンパワー

代表取締役　一木　哲郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十六億千五百万円、資本準備金の額を四十五億四千八百四十八万七千六百三十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　二三〇頁（号外第一四八号）

令和八年二月二十七日

神奈川県川崎市川崎区砂子一丁目二番地四　川崎砂子ビルディング八階

ソニー・ライフケア株式会社

代表取締役　伊藤　浩気

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千万円、資本準備金の額を二億二百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年二月十七日

掲載頁　九十五頁（号外第三十三号）

令和八年二月二十七日

横浜市西区みなとみらい二―二―一

横浜ランドマークタワー　株式会社アイ・ディー・クロスリンク

代表取締役　中井　章文

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億三千九百四万二千五百円、資本準備金の額を二億九千九百四万二千五百円減少し、それぞれ千万円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、株主総会の決議は令和八年三月三十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月二十七日

大阪府堺市西区鶴田町二七番二七号　株式会社中村超硬

代表取締役　井上　誠

基準日設定につき通知公告

当社は令和八年三月十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和八年四月二十日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年二月二十七日

東京都台東区台東二丁目二八番五号　株式会社センチュリー

代表取締役　小善　一成

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号　本店　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月二十七日

東京都大田区大森北二丁目九番一四号　二島ビル株式会社

代表取締役　二島　建夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月二十七日

名古屋市昭和区白金三丁目二番二六号　株式会社イハラ合成

代表取締役　伊原　歳博

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社Ｗｅｂ幹事と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年四月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年二月二十七日

東京都千代田区紀尾井町四番一号　株式会社Ｓａｉｌ２号

代表取締役　原　怜也

株式等売渡請求につき株券等提出公告

当社の特別支配株主である株式会社商船三井より株式売渡請求があり、当社はそれを承認しましたので、売渡請求の対象となる当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年三月三十日までに当社にご提出下さい。

令和八年二月二十七日

大分県大分市大字大在二番地　株式会社大分海陸

代表取締役　渡邉　克彦

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である鄭盛宇が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

東京都千代田区紀尾井町四番一号　株式会社Ｓａｉｌ２号

代表取締役　原　怜也

株式等売渡請求につき株券等提出公告

当社の特別支配株主である株式会社商船三井より株式売渡請求があり、当社はそれを承認しましたので、売渡請求の対象となる当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年三月三十日までに当社にご提出下さい。

令和八年二月二十七日

大分県大分市大字大在二番地　株式会社大分海陸

代表取締役　渡邉　克彦

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である鄭盛宇が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

東京都千代田区有楽町一丁目一番二号東京ミッドタウン日比谷、日比谷三井タワー三二階　ＳＫＣ株式会社

日本における代表者　徐　寅碩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資三百五十万口を消却することにいたしましたので、当社の当該優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年三月三十日までに当社にご提出下さい。

令和八年二月二十七日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三F

アストロ・ワン特定目的会社

取締役　中村　武

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済第一回優先出資十一万二千八十五口、第二回優先出資二万三千五百八十八口及び第三回優先出資二千三百八十二口を消却することにいたしましたので、当社の第一回優先出資証券、第二回優先出資証券又は第三回優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年三月二十八日までに当社にご提出ください。

令和八年二月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　ＴＯＫ２特定目的会社

取締役　髙山　知也

新設分割公告及び資本金の額の減少公告

当社は、新設分割により新設するアシャ・ジャパン株式会社（住所東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ）に対して当社のＳＡＴＹＡ　ＭｉｃｒｏＣａｐｉｔａｌ　Ｌｉｍｉｔｅｄに係る経営管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

また、当社は、資本金の額を四億二千九百七十四万七千三百六十三円減少することにいたしました。

この会社分割及び資本金の額の減少に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和六年七月十六日

掲載頁　一一九頁（号外第一六八号）

令和八年二月二十七日

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目一四番五号

五常・アンド・カンパニー株式会社

代表執行役　愼　泰俊

資本金の額の減少・持分の払戻し公告

当社は、剰余金額△四百三十三万千百三十二円を超える八十八万二千四百二十八円の持分の払戻しを行うとともに、当該持分の払戻しを行うため、資本金の額を三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

東京都大田区南六郷三丁目一五番一〇号大田区新産業創造支援施設内

表面機能デザイン研究所合同会社

代表社員　相澤　龍彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十五億七千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

https://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=28113954

令和八年二月二十七日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

特定目的会社ＫＳ東梅田

取締役　安藤　隆夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六十九億二百七十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp

令和八年二月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　ＴＯＫ２特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十億一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は令和七年八月五日付官報の号外第一七八号五十四頁に掲載されております。

令和八年二月二十七日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワーＫＰＭＧ税理士法人内

ハノーファー特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五億円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

https://www.ko-koku.jp

令和八年二月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ＤＧＬ神戸特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億九千四百七十八万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

令和八年二月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

東京ＭＮ１特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億四千七百五十五万三千七十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp

令和八年二月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

特定目的会社ＯＴＳ　Ｏｎｅ

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十八億千二百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年七月二日付官報の号外第一五一号一五〇頁に掲載されています。

令和八年二月二十七日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

ＧＬＰ　Ｊａｐａｎ　ＤＨ４特定目的会社

取締役　名古路秀和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十二億四千九百九十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年十月三十一日付官報の号外第二四二号一八一頁に掲載されています。

令和八年二月二十七日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

ＪＤＰ４ロジスティック４特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十三億七千四百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年十月三十一日付官報の号外第二四二号一八一頁に掲載されています。

令和八年二月二十七日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

熊本大津ロジスティック特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年七月十五日付官報の号外第一六二号一一八頁に掲載されています。

令和八年二月二十七日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

アストロ・ワン特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百十億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0104/index.html

令和八年二月二十七日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

アジアライフ３特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六十二億五百七十二万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和七年四月二十三日付官報号外第九十一号の八十七頁に掲載されています。

令和八年二月二十七日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

銀座６丁目特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三十一億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00033

令和八年二月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジャパン・アサマ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十五億九千二百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000034611fz0/

令和八年二月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　辻堂ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

債権申出の公告（第二回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年一月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十七日

福岡県北九州市八幡東区東田一丁目七番五号

株式会社有薗製作所確定給付企業年金

清算人　吉村　美裕

債権申出の催告（第三回）

当社規約型企業年金は、令和七年十二月九日に確定給付企業年金法第八六条第三号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、第一回公告掲載（令和八年二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年二月二十七日

東京都青梅市東青梅二丁目一一番地の八

株式会社東洋レンズ

規約型確定給付企業年金清算人　破産者

株式会社東洋レンズ

破産管財人　幸村　俊哉

訂正公告

令和八年二月二十五日掲載の株式会社レオテックスに係る準備金の額の減少公告中、最終貸借対照表の開示状況に「http://leotex.co.jp」とあるは「http://www.leotex.co.jp」の誤りにつき訂正します。

令和八年二月二十七日

扱　店

訂正公告

令和七年十月二十七日（号外第二三八号）掲載の新設分割公告、資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、決算公告の「（うち当期純損失）」とあるは「（うち当期純利益）」の誤りにつき訂正します。

令和八年二月二十七日

愛知県名古屋市熱田区白鳥三丁目一〇番一九号

株式会社ビーライトネオ

代表取締役　若尾　光伸

訂正公告

令和七年十二月十五日（号外第二七三号）掲載の新設分割公告、資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、決算公告の「（うち当期純損失）」とあるは「（うち当期純利益）」の誤りにつき訂正します。

令和八年二月二十七日

愛知県名古屋市熱田区白鳥三丁目一〇番一九号

株式会社ビーライトグループ

代表取締役　若尾　光伸

訂正公告

令和八年二月十七日掲載の吸収分割公告中、甲の商号「株式会社ＰＬＡＮ・Ｄｏ・Ｓｅｅ　ＦＡＣＴＯＲＹ＆ＬＡＢＯ」とあるは「株式会社Ｐｌａｎ・Ｄｏ・Ｓｅｅ　ＦＡＣＴＯＲＹ＆ＬＡＢＯ」の誤りにつき訂正します。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

大阪市中央区日本橋一丁目二二番二五号

株式会社ディ・ティ・ネクスト

代表取締役　南里　智昭

訂正公告

令和八年二月十九日（号外第三十五号）掲載の新設分割公告中、新設する会社「株式会社Ｓｗｉｆｔｆａｂ　Ｅｎｅｒｇｙ　Ｓｙｓｔｅｍｓ」を「ＳｗｉｆｔｆａｂＥｎｅｒｇｙＳｙｓｔｅｍｓ株式会社」と変更し訂正します。

令和八年二月二十七日

福岡県古賀市青柳三一〇八番地三

株式会社西部技研ＤＲエンジニアリング

代表取締役　喜田　桂祐

取消公告

令和八年一月二十三日掲載の合併公告は取消します。

令和八年二月二十七日

富山県富山市秋ヶ島三〇番地

（甲）株式会社富山エアポート

代表取締役　岡田信一郎

富山県富山市秋ヶ島三〇番地

（乙）富山空港ターミナルビル株式会社

代表取締役　岡田信一郎

取消公告

令和八年一月二十三日掲載の合併につき株券等提出公告は取消します。

令和八年二月二十七日

富山県富山市秋ヶ島三〇番地

富山空港ターミナルビル株式会社

代表取締役　岡田信一郎